

令和2年度適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年度適格消費者団体活動助成事業実施要領に基づき、適格消費者団体としての活動に要する経費（以下「活動経費」という。）に対し、予算の範囲内で、適格消費者団体活動助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次表の第2欄のとおりとし、補助金の額は、次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の支出額とを比較して低い額を限度として交付する（補助率10/10）。

1 基準額	2 補助対象経費
1,000,000円以内	当該年度の活動経費のうち管理又は事業に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費）

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請する団体（以下「事業実施主体」という。）は、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ適格消費者団体活動助成事業費補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、内容を審査し、適当と認め

ときは、変更承認通知書（様式第5号）により速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに適格消費者団体活動助成事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、適格消費者団体活動助成事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、適格消費者団体活動助成事業費補助金精算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、適格消費者団体活動助成事業費補助金概算払請求書（様式第10号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

適格消費者団体活動助成事業費補助金交付申請書

適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|---------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| | 活動経費 | 金 | 円 |
| | うち補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 事業計画書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 収支予算書 | 別紙2のとおり | |

(注) 補助金交付要綱第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、令和2年度適格消費者団体活動助成事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表（様式第2号）を添付すること。

事業計画書

1 事業の趣旨・目的

2 事業内容

	内 容	目 的	経 費 (A+B)	補助対象 経 費 A	補助対象 外 経 費 B
事業費					
			小 計		
管理費					
			小 計		
合 計					

3 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
計		

様式第2号（様式第1号、様式第6号関係）

令和2年度適格消費者団体活動助成事業費補助金
に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業主体名	仕入れに係る消費税額と 当該金額に地方消費税率 を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る 消費税等相当額 (A×B)	備 考

- (注) 1 補助金交付要綱第3条第2項及び第6条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合に記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第3号（第4条関係）

愛媛県指令 第 号

住 所
団体名

年 月 日付けで補助金交付申請のあった適格消費者団体活動助成事業費補助金については、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり交付する。

年 月 日

愛媛県知事 印

記

1	活動経費	金	円
	うち補助対象経費	金	円
	補助金の額	金	円

2 条件

- （1）補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- （2）この補助金は要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

適格消費者団体活動助成事業費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業を、次のとおり変更（中止）したいので、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 補助金交付変更額

既 交 付 決 定 額	金	円
変 更（中 止）承 認 申 請 額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

4 事業計画書 別紙のとおり

5 収支予算書 別紙のとおり

※ 変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第1号（第3条関係）の別紙1及び2を利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様式第5号（第5条関係）

愛媛県指令 第 号

住 所
団体名

年 月 日付けで申請のあった適格消費者団体活動助成事業の変更に対し、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その変更を承認します。

年 月 日

愛媛県知事 印

記

1 変更前指令

年 月 日
愛媛県指令 第 号

2 変更事項

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名 印

適格消費者団体活動助成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知のあった適格消費者
団体活動助成事業の実績について、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第6
条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|----------|---------|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | うち補助対象経費 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金額 | 金 | 円 |
| 4 | 事業実績報告書 | 別紙1のとおり | |
| 5 | 収支決算書 | 別紙2のとおり | |

(注) 補助金交付要綱第6条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等
相当額を減額して報告する場合には、令和2年度適格消費者団体活動助成事業費
補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表(様式第2号)を添付すること。

事業実績報告書

1 事業の実施に関する事項

	内 容	目 的	経 費 (A+B)	補助対象 経 費 A	補助対象 外 経 費 B
事業費					
			小 計		
管理費					
			小 計		
合 計					

2 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 事業を実施したことにより得た成果

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
適格消費者団体活動助成事業費補助金		
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	摘 要
計		

(※ 補助金の使用状況(内訳)が分かるものとして、領収書等のコピーを添付すること。)

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

令和2年度適格消費者団体活動助成事業費
補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業について、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第7条の補助金額の確定額
(年 月 日付け愛媛県指令 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円也

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

適格消費者団体活動助成事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました、適格消費者団体活動助成事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

適格消費者団体法人活動助成事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内訳

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

適格消費者団体活動助成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、適格消費者団体活動助成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

金 _____ 円

内訳

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円